

令和3年度品川区・区内三消防署合同水防訓練について

1 今年度の訓練について

水防法第32条の2に基づき、区民、企業および地域の防災関係者と連携した総合的な水防訓練を実施しているところであるが、例年実施している水防訓練は新型コロナウイルス感染症拡大の現下の状況に鑑み中止し、区職員による自主避難施設開設訓練に替えて実施する。

2 自主避難施設開設訓練について

今年度から自主避難施設が見直されたことから、5月22日（土）に職員の公助による自主避難施設開設訓練（品川地区、大崎地区、大井地区、荏原地区 計4か所）を実施する。

3 周辺区の実施状況

- (1) 大田区
区長判断により大規模な訓練は中止とし、5月中に区職員のみで訓練を実施
- (2) 目黒区
5月18日（火）に消防署および消防団と連携して水防工法を実施
- (3) 渋谷区
5月中に区職員および消防職員30名程度で水防工法について研修を実施
- (4) 港区
5月中に区職員のみで訓練を実施
- (5) 世田谷区
5月中に区職員のみで訓練を実施